

指定管理者事業報告書

2006年6月30日

藤沢市長 殿

所在地 藤沢市朝日町10番地の8

指定管理者名称 財団法人藤沢市青少年協会

代表者の氏名 理事長 横山 弘美 印

次のとおり報告します。

管理業務の実施期間	2005年4月1日から2006年3月31日まで
管理業務を行つた公の施設の名称	藤沢市立児童館
管理業務の実施状況及び利用状況	別添1のとおり
使用料又は利用に係る料金の収入実績	なし
管理に係る経費の収支状況	別添2のとおり
(事務処理欄)	

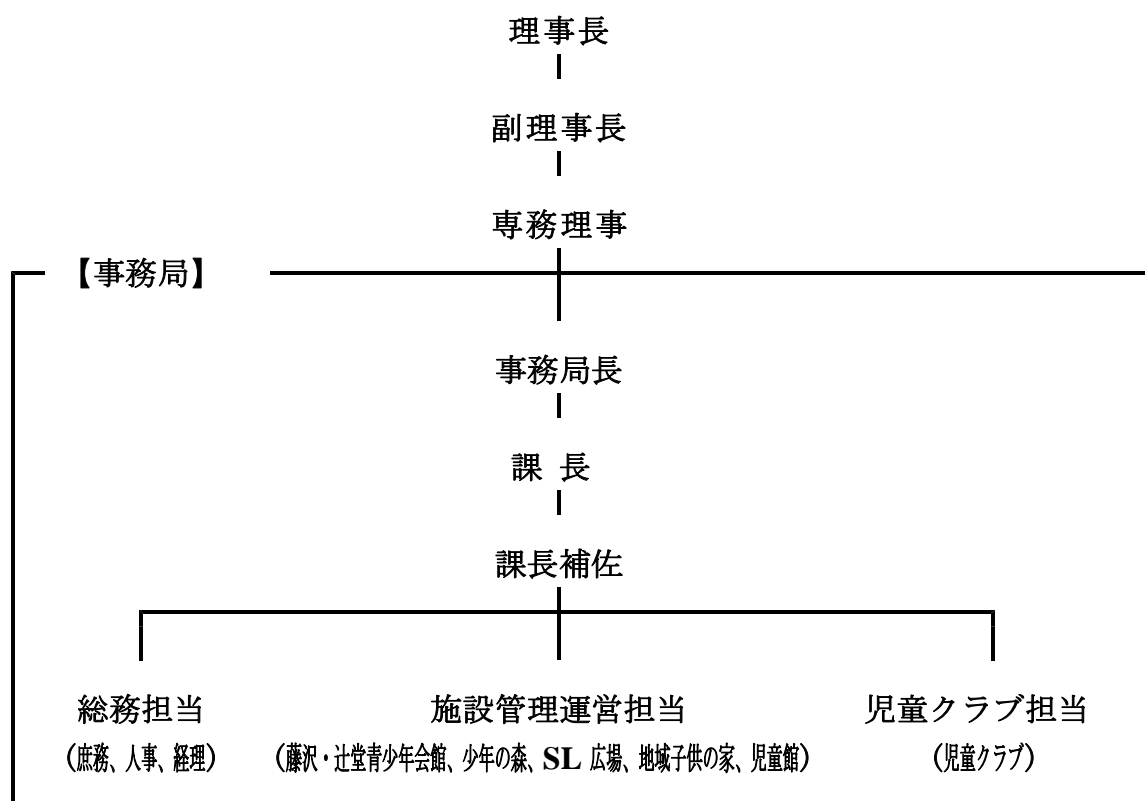
(別添 1)

藤沢市立児童館管理業務の実施状況及び
利用状況報告書 (平成 17 年度)

指定管理者 財団法人藤沢市青少年協会

組織図

1 財団法人藤沢市青少年協会全体組織図



2 児童館職員内訳

児童館名	区分	常勤指導員	非常勤館長	非常勤指導員	計
大鋸児童館	児童館	0	1	3	4
	児童クラブ	1	0	3	4
辻堂児童館	児童館	0	1	3	4
	児童クラブ	1	0	6	7
辻堂砂山児童館	児童館	0	1	3	4
	児童クラブ	2	0	5	7
鵜洋児童館	児童館	0	1	3	4
	児童クラブ	1	0	5	6
石川児童館	児童館	0	1	3	4
	児童クラブ	1	0	4	5
合 計		6	5	38	49

※児童館の勤務体制については、館長を含め非常勤指導員4名で常時2人体制。

※児童クラブの勤務体制については、常時常勤職員1名、非常勤指導員2名を基本とし、入所児童数により基準を定め非常勤指導員を加配している。

藤沢市立児童館運営のしおり

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした施設です。藤沢市においては、昭和59年（1984年）より「地域子供の家」の建設を進めてきましたが、青少年を取り巻く環境の変化に対応すべく「地域子供の家」の機能を見直し、再編を行い地域における青少年健全育成をより一層充実させることを目的に児童館建設を進めています。また、児童館には放課後児童健全育成事業の一環として「児童クラブ」を併設しています。

1 施 設

法の位置付け

児童福祉法に基づく児童厚生施設

目 的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにする。

(3) 機 能

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにするとともに、子ども会等の地域組織活動の育成、助長を図る等の健全育成に関する総合的な機能を有する。

(4) 設 置

藤沢市

(5) 設 備

- ・建物の広さは原則として217.6㎡以上で適当な広場を有する。
- ・建物には、集会室、遊戯室、図書室および事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ静養室および児童クラブ室を設ける。
- ・図書、遊具、医薬品を整備する。

2 運 営

(1) 利用の対象

児童福祉法第4条に規定する、児童及び保護者。公共団体、公共的団体。

(2) 開館（利用）時間

2月～10月	午前10時～午後5時
11月、1月	午前10時～午後4時30分
12月	午前10時～午後4時

(3) 閉館日

毎月第3日曜日（家庭の日）及び12月28日から1月4日が休館日となります。

(4) 指導体制

常時2人で来館者受付をはじめ利用者の指導にあたる。

(5) 運 営

指定管理者制度に基づき、藤沢市より委託を受けて財団法人藤沢市青少年協会が運営を行う。

委託期間 平成17年4月1日から平成20年3月31日

(6) 運営委員会

地域で活躍している自治会、子ども会、PTA、青少年に関する団体（組織）等の代表者や小学校長、児童クラブ保護者会代表で運営委員会を組織し、児童館の運営、事業計画等に助言、指導、協力をする。会議は年間6回程度開催し、児童館長及び児童クラブ常勤指導員より運営についての予定・報告を受ける。

3 児童館の基本的業務

児童館全体

館内・館外の清掃
館内・館外の備品の管理・点検
施設・遊具の保守点検
防火管理
事業計画の企画、立案、実施
運営委員会の開催および連絡調整
退館時の施設および警備機械のセット
事故・災害時等の対応

ホール

来館者の受付（確認）
団体利用申請の受付
利用者への指導、相談等の支援活動
事業の実施基準・調整
事務処理
運営委員会事業委託費の管理

児童クラブ

児童への指導
指導計画の企画・立案・実施
教材の研究、準備
おやつの研究、準備および調整器具、器材の保守、衛生管理
消耗品の補充
保護者懇談会の開催および保護者会への出席
事務処理
児童クラブ予算の執行および管理

4 指導員勤務条件等

(1) 勤務時間

午前9時45分～午後5時（休憩時間45分含む）

(2) 勤務日数

館長 4日／週 年間204日
非常勤指導員 3.5日／週 年間178.5日

(3) 勤務体制

常時2人体制（4名のローテーション、土・日曜日・祝日を含む）
・行事計画等に十分に注意して勤務割を行うこと
・極力時間外が発生しないよう計画的に業務を行うこと
・ミーティングは1回2時間以内とする

- (4) 休館日
毎月第3日曜日及び12月28日～1月4日まで
- (5) 職員
館長1名(非常勤) ホール担当非常勤指導員3名
- (6) 給与・手当
館長 時給1,100円 館長手当 10,000円/月
非常勤 ①経験1年目～4年目 時給840円
②経験5年目～9年目 時給880円
③経験10年目以降 時給920円
時間外・休日勤務(日曜日・祝日)の場合は加算あり、通勤手当支給
月末締切で翌月15日頃支給
- (7) 有給休暇
当法人規定により付与
- (8) 社会保険
健康保険、厚生年金、雇用保険、労働保険に加入

財団法人藤沢市青少年協会放課後児童健全育成事業実施要領

1 目的

この実施要領は、藤沢市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、藤沢市の委託を受けて実施する放課後児童健全育成事業について必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

地域における放課後児童の健全な育成を図るため、児童クラブを設置し、その管理・運営を行う。

3 実施方法

- (1) 児童クラブの設置は、1小学校区1施設を基本とする。
- (2) 対象児童は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年～4年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童も加えることができる。
- (3) 児童クラブの開所時間は次のとおりとする。
- | | |
|------------------|---------------|
| ①通常授業時(月～金曜日) | 午後0時30分～午後7時 |
| ②新入学児童授業短縮時 | 午前10時30分～午後7時 |
| ③学校長期休業日(土曜日を含む) | 午前8時～午後7時 |
| ④土曜日(学校長期休業日を除く) | 午前8時30分～午後7時 |
| ⑤学校行事等振替休日 | 午前8時30分～午後7時 |

(4) 児童クラブの休所日は次のとおりとする。

- ①日曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③1月2日、3日及び12月29日～31日
- ④その他理事長が必要と認める日

4 活動内容

児童クラブは次の活動を行う。

- (1) 児童の安全と健康を守り、豊かな情操を育む。
- (2) 児童に対し適切な遊びと、生活の場を与える。
- (3) 生活習慣の習得等により社会性、協調性を養う。
- (4) 地域の諸活動への参加等地域の特性を生かした活動を行う。
- (5) その他、児童の健全育成に資する活動を行う。

5 運 営

- (1) 児童クラブの運営にあたっては、「地域の子どもは地域が見守り育てる」を基本に、各地域の自治・町内会長、民生児童委員、青少年指導者、学校長、学識経験者、保護者などの協力を得て運営委員会を組織する。ただし、児童館に設置する児童クラブは除く。
- (2) 運営委員会は、児童クラブの円滑な運営のための助言、指導等を行う。

6 指導体制

- (1) 各児童クラブの指導体制は、常勤指導員並びに非常勤指導員との複数勤務体制とする。
- (2) 指導員は、児童の遊びを指導する者の資格を有することが望ましいものとする。

7 運営経費

児童クラブは、藤沢市からの委託料及び入所児童の保護者が納める入所料等により運営する。

附 則

この実施要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

財団法人藤沢市青少年協会 児童クラブ運営取扱要領

財団法人藤沢市青少年協会(以下「協会」という)放課後児童健全育成事業実施要領に定める対象児童を的確に把握し、児童クラブ事務を適正かつ円滑に実施することを目的として、この要領を定める。

【1. 入所の申請・決定】

1. 入所申請提出書類

(1) 児童クラブに新規に入所を希望するものは、次の書類を提出しなければならない。

- ① 児童クラブ入所申請書(兼児童台帳)
- ② 児童クラブ入所料等口座振替依頼書
- ③ 租税資料等(入所料減免対象世帯のみ)
 - (ア) 生活保護世帯は「生活保護法による保護受給証明書」(申請時に提出)
 - (イ) 世帯の市県民税課税額の合計額が6万円未満の世帯は「所得(課税)証明書」(申請時、及び6月に提出)
- ④ 定員超過の場合に入所受け入れの可否を判定する参考資料
 - (ア) 就労証明書
 - (イ) 診断書
 - (ウ) その他理事長が必要と認める書類

(2) (1)の児童のうち入所の承認を受けたものが、次年度以降、継続して入所を希望する場合は、次の書類を提出しなければならない。

- ① 児童クラブ入所継続申請書
- ② 租税資料等(入所料減免対象世帯のみ)
 - (ア) 生活保護世帯は「生活保護法による保護受給証明書」(申請時に提出)
 - (イ) 世帯の市県民税課税額の合計額が6万円未満の世帯は「所得(課税)証明書」(6月に提出)
- ③ その他理事長が必要と認める書類

2. 入所申請の受付場所

(1) 新規入所児童の場合

入所申請の受付場所は協会事務局とする。(郵送での受付は行わない。)

(2) 継続入所の場合

入所を希望する児童クラブを受付場所とする。(郵送での受付は行わない。)

3. 入所申請の期間

4月入所の申請期間は次のとおりとし、年度途中における入所申請の受付は随時行う。

(1) 新規入所児童の場合

毎年、1月初旬から中旬

(2) 継続入所の場合

新2年生から新4年生については、新規入所児童と同じ1月初旬から中旬。施設に余裕がある場合は、新5年生から受付を行い、さらに余裕があれば6年生の受付を行う。ただし、1年生から4年生までで定員数に近くなった場合(10%以内)は5、6年生の入所申請の受付はしない。

4. 入所の決定

入所申請書を提出した児童について、クラブ定員、入所資格要件等を総合的に判定し、毎年度入所可否の決定を行う。入所の可否については、「児童クラブ入所承認・不承認通知書」により保護者に通知し、承認者には「年間振替料金明細書」を合わせて送付する。

なお、4年生までは極力入所させるよう努めるが、定数を超えた場合は暫定的措置として別紙の「藤沢市青少年協会入所基準〔別表1〕」により判定する。

5. 変更届

入所決定後、世帯の住所、家族構成、保護者職場等に変更が生じた場合は、変更届を提出しなければならない。

【2. 入所対象児童等】

1. 児童の入所資格要件

児童クラブに入所できる児童は、次の要件を備えていることを要する。

- (1) 学校の放課後等において保護者が就労等の理由により、保護者不在(自宅自営等含む)となる家庭における小学校1年生から4年生までであること。ただし、施設の状況により入所を希望する児童を加えることができる。
- (2) 藤沢市内在住または在学の児童であること。
- (3) 学校、児童クラブ、家庭間の移動を、独力で行うことができること。

2. 障害児の入所資格要件

入所資格要件を有する児童のうち、障害を持つ児童については、次の要件を備えていることを要する。

- (1) 食事、排便、着脱衣、身辺整理等独力で行うことができること。
- (2) 介助を求めることなく、集団活動を行うことができること。
- (3) 自傷・他傷行為等の問題行動をおこさないこと。
- (4) 急な飛び出しや多動な行動をしないこと。

なお、理事長が特殊な事情があると認めた場合はこの限りではない。

3. 児童クラブ入所の期間

年度当初に入所決定した児童の入所期間については1年間とし、年度途中の入所児童の入所期間については、当該年度末までの期間とする。

【3. 児童クラブの定員等】

1. 児童クラブの定員設定

児童クラブ入所児童の、安全面、健康面を考慮するとともに、入所児童に対する平等なサービス提供を前提とし、児童受け入れ施設の定員を設定する。

定員の積算については、当該施設面積を、概ね 1.5 m^2 (小学校の普通教室の一人あたり面積) で除した数値に、児童欠席率 (全クラブの平日の欠席率) を加算した数値をもって当該施設の定員とする。

・算出式

$$(\text{建物面積} - \text{共有面積 } 10\text{ m}^2) \div 1.5\text{ m}^2 \div 0.7 (\text{欠席率}) = \text{定員}$$

* 共有面積…トイレ、台所をはじめとする設備、備品等の設置面積

- ・ 1 児童クラブの児童の受入の上限は、施設面、指導面からみて70名とする。
- ・ 1年生から4年生までの入所希望者が定員を超える場合は暫定措置として定員の125%を暫定定員とする。

2. 施設定員超過の場合の児童入所要件

児童クラブへの入所資格を有する児童について、施設の定員を超える申請があった場合の入所決定にあたっては低学年児童を優先する。

ただし、理事長が特に必要と認めた場合については、この限りではない。

3. 年度途中の入所

年度途中に、入所資格要件を備え、入所を希望するものは、当該児童クラブが定員に満たない場合は入所決定を行う。ただし、当該児童クラブが定員に達している場合は、「4 児童の欠員補充」により入所決定を行う。

4. 児童の欠員補充

定員を超えて申請のある児童クラブについて、欠員の生じた場合は、児童クラブの欠員状況に応じて、申

請者の中から、「2. 施設定員超過の場合の児童入所要件」を基準として児童の入所決定を行う。

【4. 月額入所料等】

1. 児童クラブ入所児童に係わる保護者負担経費

(1) 児童クラブ入所児童保護者は次に定める保護者負担経費を納入しなければならない。

区 分	金 額	備 考	
入会金 (新入会時)	8,500円	<料金の改定について> 区分に示す料金については、社会経済状況等の変動を勘案し、協会の円滑な運営を図るために各年度毎に見直しを行うものであるが、設定料金を改定する場合は、学年別に設定をするもので、500円単位の設定を基本とし協会理事会に諮り決定する。	
月 額 入 所 料	1年生		14,500円
	2年生		14,500円
	3年生		13,000円
	4年生		12,500円
	5年生		9,500円
	6年生		9,000円
延長利用料(希望者)	2,000円		
おやつ代 (月額)	2,000円		

(2) 上記料金は、日常の児童クラブ運営活動の際の必要経費として設定するもので、延長利用(登録制)及びキャンプ、遠足等の特別行事を実施する場合の必要経費は別途保護者負担とする。

(3) 延長利用を希望する児童は、児童クラブ入所申請時に登録する。また、年度途中から希望する場合は、毎月20日までに延長利用申請手続きを行ない、翌月より利用ができるものとする。

(4) 設定料金については、「3. 月額入所料の減額」に定めるもの以外は一切減額しない。

(5) 月途中の入所、及び、1ヶ月を超える休所について、月額入所料は減額しない。

(6) 月の初日から末日まで休所する児童で、事前に休所届けの提出された児童は、その休所する月のおやつ代は、納入の必要がないものとする。

(7) アレルギー体質等による摂取食物の制限など、やむを得ない事情により、おやつを提供を希望しない児童は、おやつ代を徴収しない。

2. 保護者負担経費の納入方法

(1) 納入方法

① 「児童クラブ入所料等口座振替依頼書」が提出され、振替手続きが済んでいるものは、口座振替により行う。

② 振替手続きが済んでないもの、及び、口座残高不足等により振替のできない場合は、協会の発行する納付書により協会事務局窓口又は現金書留で納入する。

(2) 口座振替金融機関

口座振替のできる金融機関は協会が指定する。

(3) 口座振替日

口座振替日については、入会金にあつては入会月13日、その他の料金にあつては各月13日とする。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。

3. 月額入所料の減額

(1) 次の区分に該当する世帯については、必要書類の提出をもって月額入所料を次の基準により減額する。

区 分	月額入所料から減額する額	申請時に必要となる書類
① 生活保護世帯	5,000円	生活保護法による保護受給証明書
② 市県民税課税額が年税額60,000円未満の世帯	60,000円と市県民税課税額との差額を12等分した額(10円未満の端数は切り上げる)	世帯に係わる「所得(課税)証明書」(6月に新年度分の証明書を提出する事が必要となる)

(2) 延長利用を希望し登録した者のうち、次に区分するものは延長利用料を免除または減額する。

区 分	延長利用料から減額する額	申請時に必要となる書類
① 生活保護世帯児童	2,000円/人	生活保護法による保護受給証明書(コピー可)
② 市県民税課税額が年税額60,000円未満の世帯児童	1,000円/人	世帯に係わる「所得(課税)証明書」(6月に新年度分の証明書を提出する事が必要となる)(コピー可) 住民票(世帯全員が記載されているもの)(受付時に聴き取りをする)
③ 母子家庭世帯	1,000円/人	
④ 兄弟姉妹入所児童	第2子以降1,000円/人	兄弟姉妹の入所申請書(コピー)

* 区分②における市県民税課税額は、次の区分による。

4～6月分の減額の積算課税額・・・前年度市県民税課税額

7月分以降の減額の積算課税額・・・当該年度市県民税課税額

*生活保護世帯について、年度途中で区分の変更が生じた場合は、保護者は理事長に変更届を提出し、その変更届に基づき翌月以降の入所料について協会は見直しを行う。

(3) 月額入所料の減額手続き及び延長利用料の免除、減額手続きは、毎月20日までとし、翌月より適用する。(4月と12月については15日までの手続きとする。)

4. 未納金の処理方法

保護者口座残高不足等により入所料が口座振替できない場合については、納付書及び督促状を送付することにより保護者負担経費の納入を促す。

【5. 児童の入所取り消し等】

1. 児童クラブの入所児童の入所取り消し条件

児童クラブの入所児童について、次に該当する場合は当該児童の入所を取り消す。

- (1) 月額入所料等を3ヶ月分滞納した場合
- (2) 入所申請書等記載事項の内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 保護者から退所届けが提出された場合
- (4) その他、協会が必要と認めた場合

2. 入所料の遅延

入所時及び継続時において、保護者の失業、倒産その他の理由により、世帯の収入が著しい減少があった場合、または、風水害、火災等の罹災を受け、入所料の支払いが困難になった場合は、入所料の支払期日を延長することができる。決定にあたっては、実情調査を実施し近隣および民生委員等の参考意見を勘案し慎重に取り扱う。

①延長の手続き

所定の申請書に必要な証明書(罹災証明等)を添付し、協会事務局に提出する。

②延長の期間

支払い期間の延長は、当該月より最大6ヶ月とし、支払いは、一括または分割で支払うものとする。

3. 入所取り消し児童の再入所手続き

入所を取り消された児童が、入所を希望する場合は、再度申請手続きをとらなければならない。なお、入所決定されたものは、新規入所児童として取り扱い、改めて入会金を納入しなければならない。また、入所料等滞納者については、滞納額を納入しなければならない。

藤沢市青少年協会児童クラブ入所決定基準〔別表1〕

児童クラブに入所を希望する者が定員を超えた場合は、次の基準に基づき入所を決定する。

()内は提出書類

- ① 生活保護を受けている世帯の児童
- ② 両親とも不在の児童(戸籍謄本)
- ③ 母子・父子家庭の児童(戸籍謄本・世帯全員の住民票)
- ④ 父、母が長期入院している家庭の児童(診断書)
- ⑤ 保護者の勤務状況・勤務形態(就労証明書)
- ⑥ 児童の生年月日

ただし、⑤における保護者の状況による順位は1を最大とし順次2、3、4とする。なお、指数が同じで、定数になった場合はクラブの状況等を勘案し決定する。

保護者の状況	勤務の形態		指数
外 勤	常勤 非常勤 パート等	日中 7時間以上 (週4日以上)	2
		日中(午後) 4時間以上7時間未満 (週4日以上)	3
		上記以外で勤務の形態が児童の保育に欠ける場合	4
自 営	自宅勤務 (主)	日中 7時間以上 (週4日以上)	2
		日中(午後) 4時間以上7時間未満 (週4日以上)	3
	" (副)	日中 7時間以上 (週4日以上)	4
		日中(午後) 4時間以上7時間未満 (週4日以上)	5
	自宅外勤務(主)	日中 7時間以上 (週4日以上)	2
		日中(午後) 4時間以上7時間未満 (週4日以上)	3
	" (副)	日中 7時間以上 (週4日以上)	3
		日中(午後) 4時間以上7時間未満 (週4日以上)	4
病 気	親が定期的に通院し仕事をしていない		1
	親が自宅で療養中		2
看護・介護	親が病院等で常時付き添いをしている		2
	親が通院等の付き添いをしている(週に2日以上)		3
	親が自宅で看護・介護をしている		4
求職中	親が求職中		4
その他	上記以外で明らかに保育が必要と認められる者		協議

附則 この入所決定基準は平成10年4月1日より適用する
この入所決定基準は平成14年2月1日より適用する

財団法人藤沢市青少年協会が運営する放課後児童クラブにおける

学区外入所の取扱と指定小学校区の変更に関する規準

1. 教育委員会が指定する小学校区と青少年協会が定める指定小学校区は待機児童対策など緊急の場合を除き一致させることを原則とする。
2. 新年度の放課後児童クラブにおける学区外入所の決定は、原則として3月1日を期日として許可または不許可の決定を行う。
3. 3月1日以降の申し込みについては随時決定を行う。
4. 入所の決定にあたっては、入所予定日までに教育委員会からの「就学指定校変更承認済証明書」の写しを財団法人藤沢市青少年協会理事長に提出することを条件とする。(条件付き入所決定通知の交付)
5. 学区外入所決定にあたってはつぎの児童クラブに限る。
 - ① 定員に余裕(1年から6年生まで含めて定員の9割未満)のあるクラブであること。
 - ② 定員の1割以内とする。ただし、待機児童対策など緊急の場合を除く。
6. 5の基準に基づく入所条件は継続入所を希望する児童については適用しない。
7. 学区外入所の理由については原則不問とする。ただし、入所決定にあたり支障が生じるおそれがある場合は教育委員会と協議する。

(運用上の注意点)

教育委員会学務課は学区外通学におけるリスクについて十分な説明をする。(集団下校の際ひとりになってしまうことや、学校・児童クラブ・自宅の移動については保護者の責任となることを必ずつたえる。)

附 則

この規準は平成18年4月1日から施行する。

はじめに

平成17年度に藤沢市から当協会が指定管理者として当施設の運営を受託し、「藤沢市青少年対策の基本方針」の実現を目標とした年間事業計画に基づき1年間取り組んだ。平成9年に藤沢で初めての児童館として大鋸児童館が建設されて以来、現在まで藤沢市内に設置された児童館の管理運営を当協会が行ってきた。平成17年度からは4月に新設された石川児童館を加えた5館の児童館を、これまで培ったノウハウと地域と連携してきた信頼関係を十分に発揮した事業展開をはかることができた。

利用する子ども達誰もが楽しく、安全に過ごせて、人と人との触れ合いを大切にす地域に根ざした児童館運営を念頭にすべての職員が新たな気持ちで事業運営に当たると共に効率的な運営による経費の節約という観点でも取り組んだ。

これらの実施結果は別表1のとおりであるが、各年度の経営方針に基づき実施した事業展開は下記のとおりである。

1. 児童館のPR、事業内容についての広報活動

PR・広報活動は範囲を広げ、対象も広げた事業を実施した。その際、児童館の紹介に努め、各児童館の広報紙である児童館だよりの内容を充実すると共に、各事業においてチラシ・ポスターを作成し近隣の学校への配布を徹底した。

2. 事業参加者へのアンケート調査の実施

実施した事業については、参加者にアンケートをとり事業評価の観点から分析し、今後の実施事業へ向けての基礎資料とした。

3. 来館者への満足度調査の実施

3月に児童館利用者のニーズを把握するため、一般来館者の児童(250人)と保護者(250人)を対象に二種類のアンケート調査を行った。現状と来館者のニーズを児童館毎に集計を行い、次年度以降の児童館運営を展開するため

の貴重な参考資料として見直しや改善点を検討した。

4. 乳幼児を対象とした子育て支援事業の充実

これまで各館とも実施してきた子育て支援事業の内容を見直し、新たな事業の実施や回数を見直しを行うことで幼児を対象とした事業に積極的に取り組んだ。また、事業の実施に当たりボランティアの講師や協力者の活用を積極的に行った。

5. ボランティアの活用と地域との協働

地域ならではの特性を活かした事業に取り組むと共に地域に向けて事業に対する協力・支援の呼びかけを積極的に行った。クラブ活動や子育て支援事業など定期的な事業には指導者としての地域協力者が定着化してきており、キャンプなど事業内容によっては高校生や大学生をボランティアスタッフとして参加する事業も増えてきた。スタッフには小学校時代に児童館を利用していた時の繋がりから声を掛け協力する学生も増えてきており、これまで培われてきた人とのつながりが成果として出てきているものと思われる。また、児童館まつりはどの館も運営委員会を中心に自治会・学校・青少年関係者などの地域の協力を得た中で企画・実施された。

さらには保育士資格を目指す学生のために実習の受け入れを積極的に行った。6つの大学及び専門学校の学生13名の受け入れを行い、その他にも中学・高校の職場体験の場としても受け入れをしており、青少年の健全育成活動への理解と仕事への意識の向上にも貢献した。

6. 子ども参加型事業の取り組み

子どもボランティア育成事業の位置づけで、児童館まつり、環境整備、コンサートなど青少年が参加・参画できる事業は、子ども実行委員会などを組織して子ども達で考えた企画を盛り込むなど工夫した。

7. 指導員研修の実施

子ども達に多彩なあそびを与え、安全・安心な施設運営を行うため知識と技術の習得を図ることを目的に、育成計画に基づく研修を計画通り実施した。ま

た、児童館スタッフ会議の中で、これまで実施した事業内容や参加した研修の内容を実演、紹介することで技術の習得を図った。また、児童館スタッフ独自の研修として講師を招き幼児向け事業の研修を行った。

8. 会議

各館において行う運営委員会や合同ミーティング、児童館全体で行う児童館長会議や児童館スタッフ会議をはじめ事業計画どおり実施した。指定管理者制度の初年度で運営委員や職員が現状を認識した中で、意思統一を図りながら事業を遂行するための効果的で有意義な会議を開催することが出来た。

9. 利用状況について

平成19年度までの目標とした1館当たり30,000人の来館者については、新しく開設した石川児童館の利用者が多かったことから1館当たり31,311人と目標を達成したが館ごとで見れば達成していない施設もある。今後は来館者の少ない児童館の底上げと目標を達成している児童館についても更なる努力を続けていく。

別表2のとおり

10. 藤沢市環境方針への取り組み

別表3のとおり

<別表1>

平成17年度 児童館年間事業報告

大鋸児童館

日時	事業名	内容	参加人数
4月16日	新1年生歓迎会	<ul style="list-style-type: none"> ・大鋸小PTAお話サークル「ホーホーの森」による大型絵本、歌あそびなど ・職員によるゲーム ・パネルシアターソング「1ねんせいになったね」 	子ども 53人 大人 18人
6月11日	つくろう会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティアと子供スタッフが先生になり、手工芸品の作り方を指導。 (木工作、壁飾り、携帯ストラップ等) 	子ども 106人 大人13人
8月6日 ～7日	ぎりっこ サマーキャンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 少年の森 ・アスレチック、クラフト、野外炊事、キャンプファイアー 	子ども21人 大人9人
11月23日	ぎりっこ フェスティバル (児童館まつり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャングルアドベンチャー (ホール) ・ピヨピヨ風船ランド (児童クラブ室) ・模擬店 (うどん、炊き込みご飯、ポップコーン等) 	子ども 471人 大人216人
12月21日	おたのしみ会	<ul style="list-style-type: none"> ・サークルの方による紙芝居の上演 ・職員によるゲーム、手話歌他 	子ども75人 大人8人
2月25日	ゲーム・スポーツ大会	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 大鋸小学校体育館 ・大鋸小PTAとの共催 ・1・2年生、3・4年生、5・6年生チームで対戦、子ども対大人チームで対戦等 	子ども 人 大人 人
通年	子育て支援活動 (ピヨピヨクラブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・親子の交流を深め、育児情報交換の場を提供する(幼児、保護者を対象に開催) 	1547人
	クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・手話クラブ ・一輪車クラブ ・ハンドメイドクラブ 	104人 136人 35人
	子育てふれあい コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の先生を囲んで、お父さんお母さんの交流や相談、育児の手伝いをする 	

辻堂児童館

日時	事業名	内容	参加者数
5月21日	春の畑作り	<ul style="list-style-type: none"> ・つじどうむのお庭に畑を作る。 ・作物の生長をみんなで見守る。 	子ども 15人 大人 人
8月24日 ～25日	つじどうむ ごえもんキャンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・台風のため中止 	子ども 人 大人 人
9月17日	万華鏡作りに挑戦	<ul style="list-style-type: none"> ・万華鏡という不思議を作るところから楽しむ。 ・光の不思議、模様のおもしろいを楽しむ。 ・科学とアートと遊びの世界を同時に堪能する。 	子ども 16人 大人 人
10月15日	秋の畑作り 畑で収穫	<ul style="list-style-type: none"> ・さつま芋掘り ・秋の畑で実りを楽しむ ・育てて食べるすばらしさを体感する。 	子ども 19人 大人 8人
11月27日	つじどうむまつり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが企画するお祭りをとおし、地域との交流を深める ・地域の方や多くの子どもが参加する場をともに作る。 ・アトラクション、工作コーナー、模擬店。 	子ども、大人 含め 1200人
12月17日	クリスマス おたのしみ会	<ul style="list-style-type: none"> ・人形劇、手遊び、歌、音遊びなどでクリスマスを楽しむ。 ・午前は幼児対象。 ・午後は小学生対象。 	子ども 98人 大人 44人
3月11日	春の海	<ul style="list-style-type: none"> ・ビーチコーミング、サンドアートなどで遊ぶ。 ・ビーチクリーンなどのボランティア活動にもふれる。 	子ども 20人 大人 5人
通年	にこにこパーク	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回 ・リズムあそび、工作、紙芝居、手遊びなどを親子で楽しみ、友達づくりの場を提供する 	419人
	子育てふれあい コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の先生を囲んで、お父さんお母さんの交流や相談、育児の手伝いをする 	106人
	絵本読み	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回 ・絵本や紙芝居を読む。月に一度は地域のボランティアの方に来てもらう 	各回 5~6人
	つじどうむだより	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月20日頃発行 ・児童館事業の告知や様子、活動内容をお知らせする。 	

鵜洋児童館

日時	事業名	内容	参加人数
4月23日	新入生歓迎会	・青少年指導員によるペープサート、紙芝居、ゲーム。 ・キャンディーレイ等をプレゼントした。	子ども54人 大人9人
5月29日	野外料理 ダンボールでピザを焼こう	・ダンボールの内側にアルミホイルを貼って簡易オーブンを 作り、炭火でピザを焼いた。	子ども39人 大人27人
7月18日	流しそうめん	・竹を2つに割いて節を取って、脚に斜めにセットするところ から体験し、流しそうめんを楽しんだ。	子ども69人 大人41人
7月27日 ～28日	夏休み わんぱくキャンプ	・場所 足柄ふれあいの村 ・マスのつかみ取り、野外炊事、ネイチャーゲーム等。	子ども29人 大人6人
9月23日	少年の森デイキャンプ	・食材を背負い公共交通機関を利用。 ・現地ですいとん作り、アスレチック等で遊ぶ。	子ども12人 大人6人
11月27日	わんぱくまつり	・こどもの実行委員、クラブ、地域団体の協力を得て、ゲーム・ 工作や模擬店等を行った。	子ども、大人 計1000人
12月25日	親子で餅つき	・主におとうさんの参加を募り児童館庭で餅つきをし、鏡餅を つくる。	子ども20人 大人30人
2月11日	お菓子の家づくり	・市販のお菓子を使い、アイシングを糊として家の形に組み立 てて、飾り付けた。	子ども23人 大人12人
通年	リズム遊び	・毎月第1・3火曜日実施。 ・リズム体操、手遊び、紙芝居、工作等	1029人
	探求さんとあそぼう	・毎月第2土曜日実施。 ・鵜沼探求クラブの方たちと竹細工をしたり、昔遊びをする。	199人
	わんぱく遊び場	・毎月第1土曜日実施。 ・ミサंगा、アクセサリー、パズル、おひな様等の工作を実施。	143人
	子育てふれあい コーナー	・保育園の先生を囲んで、おとうさん、お母さんの交流や相談、 育児の手伝いをする。	181人
	児童館だより	児童館の事業の告知や様子、活動内容をお知らせする。	

辻堂砂山児童館

日時	事業名	内容	参加人数
4月21日	新入生歓迎会	<ul style="list-style-type: none"> ・入園、入学、進級をお祝いする。 ・パネルシアター、ゲーム等。 	子ども 58 人 大人 10 人
5月28日	色々なスライムを作ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な色や堅さの違うスライムを作る。 	子ども 21 人
6月11日	なわとび大会	<ul style="list-style-type: none"> ・大縄跳び・小縄跳びを使って、縄跳びを楽しむ。 	子ども 16 人 大人 2 人
7月2日	ぴ～んぽ～ん大会	<ul style="list-style-type: none"> ・卓球、卓球マシンなどを親子で楽しむ。 	子ども 33 人 大人 4 人
8月24日	ぐう、ちょき、ぱあ バラエティーツアー	<ul style="list-style-type: none"> ・作物作り（畑仕事）を体験する。 ・アウトドアクッキングや夜の児童館を楽しむ。 	子ども 16 人 大人 5 人
9月3日	おもしろ実験 クッキング	<ul style="list-style-type: none"> ・水あめ、マシュマロをびっくりする方法で作る。 ・お菓子は何かからできているのか、どのように作るのか興味関心を持つ。 	子ども 10 人
11月20日	砂山子どもファームズ ジャガイモ収穫編	<ul style="list-style-type: none"> ・じゃがいも掘りをし、畑仕事や農家の方の大変さを知る。 ・また、馴染みのない秋じゃがいもの知識を知る。 	子ども 8 人
12月4日	ぐう・ちょき・ぱあまつり	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども縁日、ステージ発表等 ・模擬店（クッキー、バザー、マドレーヌ、豚汁等） ・パネル展示（児童館、児童クラブ、高砂保育園） 	子ども、大人 計 750 人
12月19日	クリスマスお楽しみ会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の読み聞かせボランティアによる大型紙芝居、大型絵本とビンゴ大会 	子ども 92 人
1月14日	おもしろ科学あそび 「空気とあそぼう」	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ袋を使い空気を利用してあそぶ。 ・日頃関心を持たない空気について興味や関心を持ってもらう。 	子ども 9 人
通年	ポニークラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第1・3・4金曜日開催 	1831人
	おはなし会	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜日開催 	
	子育てふれあい コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の先生を囲んで、お父さんお母さんの交流や相談、育児の手伝いをする 	

石川児童館

日時	事業名	内容	参加人数
6月9日	ぼうけんじまをたんけん	<ul style="list-style-type: none"> 卓球や一輪車など遊具を使って遊ぶ。 ぼうけんじまについて広く周知をする。 	子ども 181人 大人 26人
8月4日 ～5日	ぼうけんじまキャンプ	<ul style="list-style-type: none"> 場所 ペガスの家 川遊び、滝探検など自然の中で多いに遊ぶ。 	子ども 20人 大人 8人
10月22日	介助犬で知ってる	<ul style="list-style-type: none"> 介助犬についてみんなで知る。 介助犬などを広めるボランティア活動にふれる。 	子ども 56人 大人 38人
12月4日	みつばちぼうけんまつり	<ul style="list-style-type: none"> ぼうけんじま、みつばち児童クラブと地域の交流を深める。 アトラクション、工作コーナー、模擬店など。 	子ども、大人 計 400人
12月16日	クリスマスお楽しみ会 (幼児対象)	<ul style="list-style-type: none"> 「きらきらら」さんによる人形劇、指人形などを楽しむ。 サンタさんも登場し盛り上がる。 	子ども 60人 大人 55人
12月20日	クリスマスお楽しみ会 (小学生対象)	<ul style="list-style-type: none"> 「ぐう、ちょき、ばあ」さんによる人形劇。 サンタクロース登場で盛り上がる。 	子ども 89人 大人 19人
2月25日	みんな集まれ児童館 コンサート	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎北陵高校吹奏楽部による演奏。 地域の方々を呼びかけ、児童館の違った可能性を探る。 	子ども 34人 大人 32人
3月27日	大山ハイキング	<ul style="list-style-type: none"> 自然にふれることが少なくなっているため、児童館から見える丹沢そして大山へ出かけ、自然体験活動をする。 	子ども 11人 大人 7人
通年	わくわくランド	<ul style="list-style-type: none"> 手遊び、紙芝居、工作、リズム体操などで楽しむ。 どこでもできる簡単な遊びで親子のふれあい作りをする。 友達作りのきっかけの場を提供し、育て支援する。 	884人
	絵本読み	<ul style="list-style-type: none"> 地域のボランティアによる絵本の読み聞かせや紙芝居。 	159人
	ぼうけんじまだより	児童館の事業の告知や様子、活動内容をお知らせする。	

<別表2>

平成17年度 大鋸児童館利用者集計 利用者数 25,789名 (平成16年度 25,322名)

	幼児	1～2年生	3～4年生	5～6年生	中学生	高校生	大人	合計
4月	141	1,077	469	348	15	0	154	2,204
5月	182	835	502	268	14	0	182	1,983
6月	251	1,087	546	197	16	0	245	2,342
7月	177	1,060	551	210	5	0	183	2,186
8月	93	1,365	608	475	13	0	117	2,671
9月	233	1,134	494	298	2	0	220	2,381
10月	236	1,043	441	296	3	0	206	2,225
11月	242	1,133	431	257	10	0	367	2,440
12月	168	757	288	163	7	0	156	1,539
1月	163	747	317	217	2	0	140	1,586
2月	246	855	382	220	0	0	209	1,912
3月	267	1,008	468	347	6	1	223	2,320
合計	2,399	12,101	5,497	3,296	93	1	2,402	25,789

平成17年度 辻堂児童館利用者集計 利用者数 32,107名 (平成16年度 30,818名)

	幼児	1～2年生	3～4年生	5～6年生	中学生	高校生	大人	合計
4月	175	1,245	882	202	43	1	146	2,694
5月	185	1,041	864	209	30	0	156	2,485
6月	241	1,248	1,011	153	26	0	182	2,861
7月	278	1,126	880	166	60	3	212	2,725
8月	211	980	905	184	35	4	167	2,486
9月	357	1,178	889	219	29	0	250	2,922
10月	389	1,107	878	152	31	7	249	2,813
11月	408	1,304	1,131	225	59	10	551	3,688
12月	308	929	663	47	9	1	233	2,190
1月	252	837	673	131	7	0	206	2,106
2月	388	963	646	115	3	6	256	2,377
3月	391	1,136	826	134	7	1	265	2,760
合計	3,583	13,094	10,248	1,937	339	33	2,873	32,107

平成17年度 鶴洋児童館利用者集計 利用者数 32,807名 (平成16年度 30,707名)

	幼児	1～2年生	3～4年生	5～6年生	中学生	高校生	大人	合計
4月	155	1,113	665	687	93	6	260	2,979
5月	311	1,007	633	640	161	4	366	3,122
6月	282	1,159	699	574	61	5	302	3,082
7月	346	839	733	658	86	19	392	3,073
8月	202	753	579	570	127	9	198	2,438
9月	371	859	735	570	91	0	333	2,959
10月	315	798	784	677	109	5	310	2,998
11月	316	863	664	432	99	3	296	2,673
12月	330	583	449	311	58	3	316	2,050
1月	282	667	512	361	11	4	264	2,101
2月	357	796	618	357	41	13	348	2,530
3月	386	850	643	507	53	19	344	2,802
合計	3,653	10,287	7,714	6,344	990	90	3,729	32,807

平成17年度 辻堂砂山児童館利用者集計 利用者数 28,628名 (平成16年度 26,139名)

	幼児	1～2年生	3～4年生	5～6年生	中学生	高校生	大人	合計
4月	259	1,098	553	281	63	0	252	2,506
5月	269	1,046	524	190	41	3	262	2,335
6月	296	1,215	538	218	33	5	274	2,579
7月	314	1,106	612	338	33	3	274	2,680
8月	315	886	599	364	51	2	267	2,484
9月	332	1,083	545	274	16	0	301	2,551
10月	389	969	505	234	29	0	305	2,431
11月	266	961	465	208	33	0	226	2,159
12月	367	951	561	263	26	1	555	2,724
1月	308	736	383	158	6	0	269	1,860
2月	312	845	446	145	10	0	256	2,014
3月	347	952	546	167	6	0	287	2,305
合計	3,774	11,848	6,277	2,840	347	14	3,528	28,628

平成17年度 石川児童館利用者集計 利用者数 37,225名 (平成17年4月開館)

	幼児	1～2年生	3～4年生	5～6年生	中学生	高校生	大人	合計
4月	1,165	1,315	1,177	614	59	2	1,059	5,391
5月	735	897	892	354	27	3	686	3,594
6月	810	978	842	242	17	0	770	3,659
7月	884	967	713	266	25	0	795	3,650
8月	684	885	714	307	27	2	598	3,217
9月	626	834	577	186	28	0	550	2,801
10月	722	793	560	150	18	0	640	2,883
11月	538	775	464	135	16	0	480	2,408
12月	622	692	487	201	23	0	514	2,539
1月	611	487	333	80	4	0	508	2,023
2月	655	552	325	130	25	9	615	2,311
3月	699	757	463	250	20	0	560	2,749
合計	8,751	9,932	7,547	2,915	289	16	7,775	37,225

総合計	幼児	1～2年生	3～4年生	5～6年生	中学生	高校生	大人	合計
	22,160	57,262	37,283	17,332	2,058	154	20,307	156,556

別表3

児童館

取り組み項目	項目内容	最終(平成19年) 到達目標 (平成15年度比)	基準年度数値 (平成15年度)	平成17年度	平成17年度
				目標率 (想定使用量等)	平成15年度対比率 実績数値
電気使用量の削減	電気使用量 単位:kwh	3%減	133,373	▲1%	▲14%
				132,039	114,056
水使用量の削減	水使用量 単位:m ³	3%減	2,249	▲1%	0%
				2,227	2,249
その他燃料の使用量の削減	都市ガス 単位:m ³	3%減	10,744	▲1%	▲16%
				10,637	8,998
廃棄物の減量化	廃棄物 単位:kg	3%減	547	▲1%	▲12%
				542	483.6

※都市ガスについては、鶴洋、辻堂砂山児童館の2館

(別添 2)

管理に係る経費の収支状況報告
(平成 17 年度)

指定管理者 財団法人藤沢市青少年協会

「藤沢市立児童館」
平成17年度収支決算書

収入の部

科 目	予算金額	決算金額	増 減
市受託収入	80,072,000	80,072,000	0
負担金収入	49,154,000	51,304,206	△ 2,150,206
協会繰出金	0	1,131,776	△ 1,131,776
収入合計	129,226,000	132,507,982	△ 3,281,982

支出の部

児童館関係費

児童クラブ関係費

総合計

科 目	予算金額	決算金額	増 減	予算金額	決算金額	増 減	予算額合計	決算額合計	増減
給与手当	28,468,000	29,833,482	△ 1,365,482	57,498,000	57,347,315	150,685	85,966,000	87,180,797	△ 1,214,797
臨時雇賃金	0	63,000	△ 63,000			0		63,000	△ 63,000
福利厚生費	3,848,000	3,649,621	198,379	7,398,000	6,817,049	580,951	11,246,000	10,466,670	779,330
旅費交通費	252,000	266,362	△ 14,362	503,000	576,960	△ 73,960	755,000	843,322	△ 88,322
通信運搬費	253,000	271,313	△ 18,313	651,000	533,434	117,566	904,000	804,747	99,253
消耗什器備品	179,000	117,652	61,348	80,000	98,321	△ 18,321	259,000	215,973	43,027
消耗品費	150,000	229,800	△ 79,800	1,971,000	2,449,539	△ 478,539	2,121,000	2,679,339	△ 558,339
修繕費	220,000	92,956	127,044	90,000	87,642	2,358	310,000	180,598	129,402
印刷製本費		260,190	△ 260,190	152,000	139,450	12,550	152,000	399,640	△ 247,640
燃料費	19,000	31,290	△ 12,290			0	19,000	31,290	△ 12,290
光熱水料費	3,231,000	3,745,127	△ 514,127	1,656,000	1,588,598	67,402	4,887,000	5,333,725	△ 446,725
食糧費			0	7,685,000	7,915,803	△ 230,803	7,685,000	7,915,803	△ 230,803
会議費	12,000	0	12,000			0	12,000	0	12,000
賃借料	96,000	97,300	△ 1,300	625,000	629,476	△ 4,476	721,000	726,776	△ 5,776
保険料	1,017,000	1,014,240	2,760	842,000	836,306	5,694	1,859,000	1,850,546	8,454
諸謝金	10,000	10,000	0	281,000	292,348	△ 11,348	291,000	302,348	△ 11,348
手数料	13,000	78,015	△ 65,015	626,000	818,988	△ 192,988	639,000	897,003	△ 258,003
負担金支出			0	181,000	220,617	△ 39,617	181,000	220,617	△ 39,617
委託料	2,929,000	2,927,938	1,062	215,000	231,613	△ 16,613	3,144,000	3,159,551	△ 15,551
諸経費	2,156,000	2,684,133	△ 528,133	4,527,000	5,160,104	△ 633,104	6,683,000	7,844,237	△ 1,161,237
雑費			0	5,000	5,000	0	5,000	5,000	0
退職給与引当預金			0	1,387,000	1,387,000	0	1,387,000	1,387,000	0
支出合計	42,853,000	45,372,419	△ 2,519,419	86,373,000	87,135,563	△ 762,563	129,226,000	132,507,982	△ 3,281,982